

NAGAX規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、「NAGAX (ながックス)」という。

(所在)

第2条 本クラブは、事務所を千葉県袖ヶ浦市長浦駅前6丁目1番4号長浦小学校内クラブハウスに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは、スポーツ活動等を通してスポーツを楽しみながら、健康体力の維持・向上、青少年健全育成、地域コミュニティーの実現に資すると共に、地域スポーツ普及振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的なスポーツ活動の実施
- (2) 各種スポーツ大会の開催及びレクリエーション活動
- (3) 年間計画に基づくイベント
- (4) 会員親睦のための行事
- (5) 地域住民のスポーツ・レクリエーション活動に関する援助
- (6) その他本クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員資格)

第5条 本クラブの会員とは、原則として長浦地区に在住する者で、本クラブの目的に賛同し、かつ、本クラブの定める諸規則を遵守するものをいう。ただし、長浦地区以外の他の地区に在住する者の入会もこれを拒まない。

(種別)

第6条 本クラブは次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 家族会員、個人会員及び登録協力者
- (2) 協力会員（長浦地区自治連絡協議会から選出された副会長及びスポレク振興部会の部長、副部長、大会主任、大会副主任、スポレク主任、スポレク担当）
- (3) 運営委員会において承認された個人及び団体

(入会、退会等の手続)

第7条 本クラブに入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入の上必要費用を添えてNAGAX事務局に申し込むものとする。

2 退会については、年度初めに継続の手続きをとらない場合を、退会とする。

(会費)

第8条 会員は、別表第1に定める入会金及び年会費（以下「会費」という。）を本クラブに納入しなければならない。入会金は、新規加入登録時に、年会費は、新規加入登録時及び新年度の登録更新時に納入するものとする。

- 2 第6条(2)の協力会員はこれを免除する。
- 3 会費は、その納入後は理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第9条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 事務局 若干名

(選任)

第10条 会長、副会長、理事及び会計は、総会において会員の中から選任する。ただし、副会長のうち1名は長浦地区自治連絡協議会から選出された者をもって充てる。

(職務)

第11条 会長は、本クラブを代表し、事業等の執行を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本クラブの会務を分担する。
- 4 会計は、本クラブの会計事務を行う。

(監事)

第12条 本クラブに監事2名を置く。

- 2 監事のうち1名は、会員の中から会長が指名し、他の1名は長浦地区自治連絡協議会から選出された者をもって充てる。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本クラブの業務執行の状況を監査する。
 - (2) 本クラブの会計事務及び財産の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、必要と認める場合には、これを総会又は運営委員会に報告する。

(相談役)

第13条 本クラブに相談役を会長が指名したもの1名置く事ができる。

(任期)

第14条 役員、監事及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第10条ただし書きに規定する副会長1名の任期は1年とする。
- 3 補欠のため就任した役員又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 総会

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算

- (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員の改選
 - (4) 規約、細則その他業務上必要な諸規定の制定又は改廃
 - (5) その他必要な事項
- (招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

(定足数)

第18条 総会は、協力会員を除く18歳以上の会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 総会の議事は出席した協力会員を除く18歳以上の会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第6章 運営委員会

(構成)

第20条 運営委員会は、第9条の役員をもって構成する。第10条ただし書きに規定する副会長1名及びスポレク振興部会の会務を担当する理事は会長が必要と認めて招集した場合に出席するものとする。

(権能)

第21条 運営委員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会長から諮問された事項
- (2) その他クラブ運営に関する事項

(招集)

第22条 運営委員会は、会長が招集するものとする。

(定足数)

第23条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 運営委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

第7章 部会

(設置)

第25条 本クラブに次の部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 指導者部会
- (3) スポレク振興部会
- (4) 広報部会

(構成)

第26条 各部会は、部会長1名、副部会長若干名及び部員若干名をもって構成する。

(職務)

第27条 部会長は、部会を統括し、その協議内容を運営委員会に報告する。

(選任)

第28条 部会長は、理事をもって充てる。

2 各部会の部員は、部会長が選任し、そのうち若干名を副部会長とする。

(権能)

第29条 各部会は、それぞれが所掌する本クラブの具体的な事業を計画し、実施する。

(招集)

第30条 各部会は、部会長が招集するものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本クラブの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 受講料及び事業等による収入

(3) 国、県、市等からの補助金

(4) 寄付金及び協賛金

(会計年度)

第32条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第9章 事務局

(設置等)

第33条 本クラブに、クラブの事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及び担当者若干名を置く。

3 事務局長及び担当者は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

第10章 免責

(自己の責任)

第34条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理規定並びに本クラブに登録する指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

これに違背して盗難、傷害等の事故が起こった場合には、会員は、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入及び免責)

第35条 会員は、本クラブ所定のスポーツ保険に加入し、規定の保険料を納入しなければならない。ただし、第6条(2)に規定する協力会員に係る行事等については、その都度行事保険に加入することとする。また、第6条(3)に規定する個人及び団体の保険加入は任意とする。

2 本クラブ所定のスポーツ保険は、運営委員会で決定する。

3 本クラブは、会員の活動中の傷害については、該当する保険の対象範囲内でのみ対応するものとし、未加入者の活動中の事故については、一切の責任を負わない。

第 1 1 章 細則

(細則)

第 3 6 条 この規約に定めのない事項又は本クラブの運営上必要な事項に関する細則は、運営委員会の決議によって定める。

(規約の改正)

第 3 7 条 この規約は、総会の決議によって随時改正することができる。

附 則

第 1 条 この規約は、平成 1 7 年 1 1 月 2 0 日より施行する。

第 2 条 削除

第 3 条 この規約の施行後 2 年を経過した場合において、この規約の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 4 条 この規約は、平成 2 1 年 5 月 1 7 日より施行する。

第 5 条 この規約は、平成 2 3 年 5 月 1 5 日より施行する。

第 6 条 この規約は、平成 2 7 年 5 月 1 7 日より施行する。

別表第 1 (第 8 条関係)

入会金および年会費

区分	1 8 歳以下又は 6 0 歳以上の会員	1 9 歳以上 5 9 歳以下の個人会員	家族会員
入会金	5 0 0 円	8 0 0 円	1, 0 0 0 円
年会費	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	同居の家族の場合は一家族につき一律円 2, 0 0 0 円

但し、保険料は一律 1 名につき 1, 0 0 0 円徴収する。